

整備設計書

課長	係長	照査	設計

令和 6年度

設計年月 令和 6年 8月

工期 令和 7年 3月14日

整備名 鳥羽 消防用設備点検整備委託

整備場所 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

整備費金 _____ 円

整備価格 _____ 円

消費税及び

地方消費税相当額 _____ 円

内 訳 書 (総 括)

(1 / 1)

整 備 名	鳥羽 消防用設備点検整備委託							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
整備費								
	電気設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
整備価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
整備費計								

内 訳 書

(1 / 4)

整備名	鳥羽 消防用設備点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
整備費									
直接費									
	電工		式	1					
	計								[労務費]
	消火器設備 点検整備費	機器点検 (前期・後期)	式	1					
	ハロゲン化物消火設備 点検整備費	(総合点検・機器点検)	式	1					
	消火栓設備 点検整備費	(総合点検・機器点検)	式	1					
	防火排煙設備 点検整備費	(総合点検・機器点検)	式	1					
	自動火災報知設備 点検整備費	(総合点検・機器点検)	式	1					

内 訳 書

(2 / 4)

整備名	鳥羽 消防用設備点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	誘導灯設備 点検整備費	(機器点検 前期・後期)	式	1					
	非常コンセント設備 点検整備費	(機器点検 前期・後期)	式	1					
	連結送水管設備 点検整備費	(総合点検・機器点検)	式	1					
	ガス漏洩検知設備 点検整備費		式	1					
	消火器放出訓練		式	1					
	消火器設備 部品交換費		式	1					
	消火設備 消火栓ホース		式	1					
	誘導灯設備 誘導灯ランプ	K91220	式	1					
	自動火災報知設備	予備電池	式	1					

内 訳 書

(3 / 4)

整備名	鳥羽 消防用設備点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	計								[複合費]
	直接費計								直接費
直接経費									
	廃材処分費		式	1					
	廃材運搬費 京都市山科区 (8 km)		式	1					
	旧型消火器処分費		式	1					
	直接経費計								直接経費
計 (整備原価)									
諸経費									

内 訳 書

(4 / 4)

整備名	鳥羽 消防用設備点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
整備価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
整備費計									

令和06年度

鳥羽 消防用設備点検整備委託
特記仕様書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1
京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター水処理第1課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記整備に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その整備の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 整備業務の履行

本整備は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に整備業務しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は整備業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して整備を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、整備期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の整備現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

整備の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に掲げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 整備の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関する事 |
|-------------------|------------------------|

- (2) 整備に使用する仮設物
- 1 1 関係監督官庁への許認可申請等
 - (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
 - (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。
- 1 2 納入材料及び機器
 - (1) 整備において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
 - (2) 納入現場に搬入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。
- 1 3 電力及び雑用水

整備に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。
- 1 4 既設建造物の保護

整備業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。
- 1 5 運搬及び保管
 - (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
 - (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記整備名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。
- 1 6 整備現場発生品

受注者は、整備業務によって生じた現場発生品(発注者への返納品等)について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は整備完了後から、5年間保存しなければならない。
- 1 8 安全管理
 - (1) 受注者は本整備に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
 - (2) 受注者は整備業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、本整備の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
 - (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた整備関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
 - (5) 受注者は、整備現場における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
 - (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。
- 1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

 - (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 整備の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 整備期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他整備等との競合

受注者は整備業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他整備等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 整備が終了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 5 整備写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、整備件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

2 6 雑則

- (1) 受注者は整備業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した整備業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は整備業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章 細 則

1 概要

本委託は消防法等関係法令に基づき、鳥羽水環境保全センターに設置されている消防用設備の点検整備を行うものである。

2 委託期限

令和 7 年 3 月 14 日とする。

3 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

4 委託設備

別紙添付「消防用設備一覧表 令和6年度」参照

5 委託内容

(1) 消防庁が定めた消防用設備等の点検要領に従い、有資格者による総合点検1回(前期)・機器点検1回(後期※)の点検整備を行い、その結果に応じて必要な補修、取替え等の処置を施すこと。 ※点検対象によって機器点検を前期と後期に行うものとする。

なお、工程については、各課・各点検項目で進めること。

ア 消火器設備

(ア) 消火器本体及び付属品の機器点検

- a 図面等による消火器設置位置、数量、付属品の有無、外観点検
- b 製造年から4年目にあたる消火器の、内部及び機能点検(分解整備等)
※前期にて実施(蓄圧式は除く)

- c 機能点検を行うものの内、50%以上の数の放射能力試験(50型除く)

※前期にて実施。放射能力試験及び消火剤の詰替えを行う場所については、監督員の指示に従うこと。

イ ハロゲン化物消火設備

(ア) ハロゲン化物消火設備の機器点検、総合点検

- a 起動装置、制御装置、警報装置の点検
- b 弁類、噴射ヘッドの点検
- c 非常用電源装置の点検、蓄電池の電圧、電解液の比重測定、補水を行うこと。
- d 配線点検(各回路の絶縁抵抗測定等)
- e 指定区画でのガス放出試験(N₂ガス容器使用)

※前期にて実施

ウ 消火栓設備

(ア) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備の機器点検、総合点検

- a 水源、加圧送水装置、配管、消火栓箱等の機器点検

- b 各ポンプの起動点検
 - c 各ポンプの放水試験
 - ※前期にて実施
 - d 配線点検（各回路の絶縁抵抗測定等）
 - e 設置されているホースの点検を行うこと。
- エ 防火排煙設備
- (ア) 排煙設備、防排煙制御設備の機器点検、総合点検
 - a 操作盤、ダンパー等の機器点検、総合点検
 - b バッテリーの点検、配線点検（各回路の絶縁抵抗測定等）
- オ 自動火災報知設備
- (ア) 電源装置、受信機、副受信機、発信機、表示灯の機器点検、総合点検
 - a 各回路導通試験、火災表示等機能試験等
 - (イ) 感知器の機器点検、総合点検
 - a 各感知器の作動試験（差動分布型においては作動継続試験、流通試験）
 - (ウ) 音響装置の機器点検、総合点検
 - a 音響装置の音圧測定等
 - b バッテリーの点検、配線点検（各回路の絶縁抵抗測定等）
- カ 誘導灯設備
- (ア) 誘導灯及び誘導標識の機器点検
 - a 本体灯具の機器点検
 - b 不点灯電球の取替え
 - c バッテリーでの点灯確認
 - d 配線点検（各回路の絶縁抵抗測定等）
 - e 外観清掃と電球の取替え時の内面清掃を行うこと。
- キ 非常コンセント設備
- (ア) 非常コンセントの機器点検
- ク 連結送水管設備
- (ア) 連結送水管設備の機器点検、総合点検
 - a 送水口、放水口、補給水槽、テスト弁の機器点検
- (2) ガス漏洩検知装置点検整備
- ア ガス漏洩検知装置の各部調整
- (ア) 増幅ユニットの電圧等の確認及び調整を行うこと。
 - (イ) 指示計の零調確認及び調整を行うこと。
 - (ウ) 警報ランプの点灯、ブザーの動作、復帰動作の確認を行うこと。
- イ 警報動作の確認
- (ア) 標準ガスによる試験、調整を行うこと。
 - (イ) 応答速度の測定を行うこと。
 - (ウ) 脱水監視室CRTにて、警報発報動作の確認を行うこと。

ウ 検知部の点検

- (ア) 検知部を分解し、焼結金属の目詰まり、腐食等の不良箇所がないか点検すること。
- (イ) ベース値、ヒータ電流、警報設定値、標準ガス指示の点検及び調整を行うこと。
- (ウ) 吸引式検知部の場合は、流量のチェック、フィルター、配管等の点検を行うこと。

(3) 消火器放出訓練

受注者が用意した訓練用消火器等を使用して鳥羽センター職員を対象に消火器放出訓練を行うこと。

なお、これらに必要な準備、作業を行うこと。

訓練内容については事前に打ち合わせを行うこと。

(4) 委託内において別途材料を納入し、下記不良箇所の取替えを行うこと。

※前期にて実施（詳細は別紙添付「消防用設備一覧表 令和6年度」参照）

ア 消火器設備取替え

10型・50型消火器を取替えること。設置する消火器は粉末10型・20型を蓄圧式、粉末50型を加圧式とする。

なお、交換した消火器には、テプラ等で配置番号が一目で分かるようにすること。

(ア) ABC 粉末 10 型 (加圧式) ※ (リサイクルシール無し)	撤去	1 本
(イ) ABC 粉末 10 型 (2024 年製造、蓄圧式)	設置	2 7 本
(ウ) ABC 粉末 10 型 (加圧式)	撤去	2 7 本
(エ) ABC 粉末 50 型 (2024 年製造、加圧式)	設置	5 7 本
(オ) ABC 粉末 50 型 (加圧式)	撤去	5 7 本

※一部の消火器は撤去・処分のみ

イ 自動火災報知設備

(ア) 受信機 予備電池取替 (DC24V 0.6Ah)	1 個
------------------------------	-----

ウ 屋内消火栓設備

(ア) 消火栓ホース交換 (40A)	1 2 6 本
--------------------	---------

エ 誘導灯設備

(ア) 誘導灯ランプ交換	5 個
(イ) 誘導灯器具取替 (材料支給)	3 0 台

※取替場所については監督員の指示に従うこと。

6 現場発生品廃棄処分

本委託において発生した廃材は、受注者の責任において集積・運搬し、関係諸法規を遵守して処分すること。また、廃材受入業者が発行する伝票等を整理し、廃材が完全に処分されたことが確認できるようにすること。

消火器は受注者の責任において集積及び運搬し、消火器リサイクルシステムを遵守して処分を行うこと。また、それを確認するための書類を提出すること。

7 提出書類

本委託作業中に発見された不具合とその対処方法について各課別でリストを作成し、不具合機器の設置場所が分かる写真または図面と共に、前期・後期各点検終了後に速やかに提出すること。

また、報告書、写真帳及び5項（4）の不良箇所リストの提出部数については、次の表を参照すること。

提出部数	水処理第1課分	水処理第2課 EI系列分	水処理第2課 JK系列分	汚泥処理課分	全課分
報告書	0	1	1	1	2
写真帳	1	1	1	1	0
不良箇所リスト (写真・図面含む)	0	1	1	1	1

8 その他

- （1）受注者は、工程、内容等について監督員と十分な打合せを契約後1か月以内に行い、その後速やかに工程表を提出し承諾を得ること。
- （2）本委託作業中において、不良箇所及び不良部品が発見された場合、速やかに監督員に連絡し、協議のうえ指示に従うこと。
なお、軽微な消耗品や、不良部品の交換時に発生する離線・結線作業は、第1章総則19項「受注者の負担」に含むものとする。
- （3）本委託における作業で既設の天井クレーンを利用する場合、有資格者が十分に安全に考慮した上で利用すること。
- （4）本委託の前期・後期報告書（全課分）により消防署へ報告を行うこと。

1 消火器設備点検整備

(1) 機器点検

(単位:本)

(機器点検) 前期 集計数量	小型		大型	強化液	計	
	10型	20型	50型			
第1課	外観点検	166	16	1	2	185
	機能点検	1	0	0	0	1
	(内 詰替)	1	0	0	0	1
	取替	1	0	17	0	18
	計	168	16	18	2	204
第2課 EI	外観点検	212	10	7	0	229
	機能点検	0	0	1	0	1
	(内 詰替)	0	0	0	0	0
	取替	5	0	24	0	29
	計	217	10	32	0	259
第2課 JK	外観点検	191	1	3	1	196
	機能点検	7	0	0	0	7
	(内 詰替)	4	0	0	0	4
	取替	4	0	4	0	8
	計	202	1	7	1	211
汚泥 処理課	外観点検	201	6	0	0	207
	機能点検	8	0	3	0	11
	(内 詰替)	3	0	0	0	3
	取替	17	0	12	0	29
	計	226	6	15	0	247
計	外観点検	770	33	11	3	817
	機能点検	16	0	4	0	20
	(内 詰替)	8	0	0	0	8
	取替	27	0	57	0	84
	計	813	33	72	3	921

(機器点検) 後期 集計数量	小型		大型	強化液	計	
	10型	20型	50型			
第1課	外観点検	168	16	18	2	204
第2課EI	外観点検	217	10	32	0	259
第2課JK	外観点検	202	1	7	1	211
汚泥処理課	外観点検	226	6	15	0	247
	計	813	33	72	3	921

(2) 消火器の撤去・処分(汚泥処理課 消火器4-86)

10型消火器(加圧式): 1本(リサイクルシール無し)

2 ハロゲン化物消火設備(総合点検・機器点検)

(総合点検) 前期	数量	単位	備考
ハロンガス容器	16	本	
容器弁開放器(PM型)	16	個	
容器弁開放器(EM型)	1	個	
起動用容器	1	本	
選択弁	1	個	
不還弁・逆止弁	1	個	
噴射ヘッド	12	個	
起動用操作箱	1	個	
制御盤	1	台	
音声盤	1	台	
音響装置	1	個	
放出表示灯	6	個	
ダンパー閉鎖器	13	個	
電源装置	1	台	
放出試験費(放出ガス含む)	1	式	

(機器点検) 後期	数量	単位	備考
ハロンガス容器	16	本	
容器弁開放器(PM型)	16	個	
容器弁開放器(EM型)	1	個	
起動用容器	1	本	
選択弁	1	個	
不還弁・逆止弁	1	個	
噴射ヘッド	12	個	
起動用操作箱	1	個	
制御盤	1	台	
音声盤	1	台	
音響装置	1	個	
放出表示灯	6	個	
ダンパー閉鎖器	13	個	
電源装置	1	台	

3 消火栓設備点検整備(総合点検・機器点検)

総合点検 (前期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
消火栓	28	35	22	18	103	個	
加圧送水装置	2	4	2	1	9	台	
ポンプ操作盤	2	4	2	1	9	台	
起動押しスイッチ	30	42	21	18	111	個	
表示灯	30	42	22	18	112	個	
電源装置	2	4	2	1	9	台	
放水試験	2	4	2	3	11	箇所	

機器点検 (後期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
消火栓	28	35	22	18	103	個	
加圧送水装置	2	4	2	1	9	台	
ポンプ操作盤	2	4	2	1	9	台	
起動押しスイッチ	30	42	21	18	111	個	
表示灯	30	42	22	18	112	個	
電源装置	2	4	2	1	9	台	

4 防火排煙設備点検整備(総合点検・機器点検)

総合点検(前期) 機器点検(後期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
連動操作盤	1	0	1	0	2	台	
連動操作盤(複合盤)	1	0	3	2	6	台	
防火ダンパー	0	0	55	9	64	台	
排煙口	0	0	1	13	14	台	
防火扉	7	0	11	12	30	台	
手動起動装置	1	0	6	13	20	台	
排煙窓	0	0	3	0	3	台	
排煙機	0	0	1	1	2	台	
電源装置(配線点検)	2	0	4	2	8	台	
煙感知器	10	0	132	30	172	個	
定温式スポット	0	0	5	1	6	個	

5 自動火災報知設備点検整備(総合点検・機器点検)

総合点検(前期) 機器点検(後期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考	
受信機	P型1級	5回線	0	3	0	2	5	台
		10回線	0	0	0	4	4	台
		15回線	0	1	0	2	3	台
		20回線	1	0	1	0	2	台
		25回線	1	1	0	1	3	台
		30回線	1	1	0	0	2	台
		35回線	0	1	1	0	2	台
		40回線	0	0	0	0	0	台
		55回線	0	0	0	1	1	台
		60回線	2	0	0	0	2	台
	70回線	0	0	2	0	2	台	
	P型2級	2回線	0	1	1	0	2	台
		5回線	0	4	0	1	5	台
副受信機	P型	10回線	1	0	0	0	1	台
		20回線	1	0	1	0	2	台
感知器	差動式	分布	29	5	27	32	93	個
		スポット	74	171	23	76	344	個
	定温式	感知線型	0	0	0	0	778	個
		スポット	397	220	90	71		
	煙式	光電式	464	329	452	335	1,580	個
炎感知器		0	0	0	2	2	個	
地区音響装置		101	65	89	64	319	個	
発信機		79	61	76	58	274	台	
表示灯		79	61	76	58	274	個	
電源装置		5	12	5	11	33	台	

6 誘導灯設備点検整備(機器点検)

機器点検(前期・後期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
避難口・通路誘導灯	430	227	373	182	1,212	個	

7 非常コンセント設備点検整備(機器点検)

機器点検(前期・後期)	設置場所	数量	単位	備考
	第1課ポンプ棟地下	1	個	

8 連結送水管設備点検整備(総合点検・機器点検)

総合点検(前期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
送水口	0	0	4	1	5	個	
放水口	0	0	4	3	7	台	
補給水槽	0	0	2	1	3	台	
テスト弁	0	0	4	1	5	台	

機器点検(後期)	第1課	第2課 EI	第2課 JK	汚泥 処理課	計	単位	備考
送水口	0	0	4	1	5	個	
放水口	0	0	4	3	7	台	
補給水槽	0	0	2	1	3	台	
テスト弁	0	0	4	1	5	台	

9 ガス漏洩検知装置点検整備(汚泥処理課)

設置場所	メーカー	警報機形式	台数	検知部形式	検体数	対象ガス
ボイラ棟	新コスモス電機(株)	NV-400-6	1	PE-2DC(吸引式)	6	メタン

10 不良箇所

(1) 自動火災報知設備

設置場所	不具合内容	材 料	数量	単位
1課B系処理施設 火災受信機	バッテリー交換	バッテリー	1	個
計			1	個

(2) 消火栓設備用ホース取替

設置場所	不具合内容	材 料	数量	単位
1課機械棟	取替	消火栓ホース40A	2	本
2課管理棟	取替	消火栓ホース40A	14	本
2課プロア棟	取替	消火栓ホース40A	6	本
2課第2ポンプ場	取替	消火栓ホース40A	28	本
2課第2東ポンプ場	取替	消火栓ホース40A	22	本
2課JK管理棟	取替	消火栓ホース40A	8	本
2課JK機械棟	取替	消火栓ホース40A	12	本
汚泥処理課管理棟	取替	消火栓ホース40A	4	本
汚泥処理課汚泥処理棟	取替	消火栓ホース40A	30	本
計			126	本

(3) 誘導灯設備 ランプ交換

設置場所	不具合内容	材 料	数量	単位
汚泥処理課 汚泥処理棟1F	ランプ交換	誘導灯ランプ FK91220	2	台
汚泥処理課 流動炉	ランプ交換	誘導灯ランプ FK91220	1	台
汚泥処理課 機械棟2F	ランプ交換	誘導灯ランプ FK91220	2	台
計			5	台

(4) 誘導灯設備 器具取替 (※材料支給)

設置場所	器具	面	設置形式	種別	表示板		数量	備考
第2管理棟	B級	片面	壁直付型	避難口	左向		2	
第2東ポンプ場	C級	片面	壁直付型	避難口	左向		3	
						右向	2	
第2変電棟	C級	片面	壁直付型	通路	両矢		1	
2課EI 地下管廊	C級	片面	壁直付型	通路		右矢	1	
	C級	片面	天井吊下型	避難口	左向		2	吊下げパイプ流用
	C級	両面	天井吊下型	避難口	左向	右向	1	吊下げパイプ流用
2課EI 配電用管廊	C級	片面	壁直付型	通路	左矢		2	
2課JK 初沈電気棟	C級	片面	壁直付型	通路		右矢	2	
	C級	両面	天井吊下型	通路	左矢	右矢	1	吊下げパイプ流用
	C級	片面	壁直付型	避難口	左向		2	
JK機械棟	C級	片面	壁直付型	避難口	左向		1	
管理棟	C級	片面	壁直付型	避難口	左向		1	
	C級	片面	天井吊下型	通路	左矢		1	
発電機棟	C級	片面	壁直付型	避難口	左向		1	
	C級	片面	壁直付型	通路	左矢		1	
	C級	片面	壁直付型	通路		右矢	1	
第2東ポンプ場			階段誘導灯	階段			4	
JK機械棟			階段誘導灯	階段			1	
計							30	

以上、同等品以上とする。

